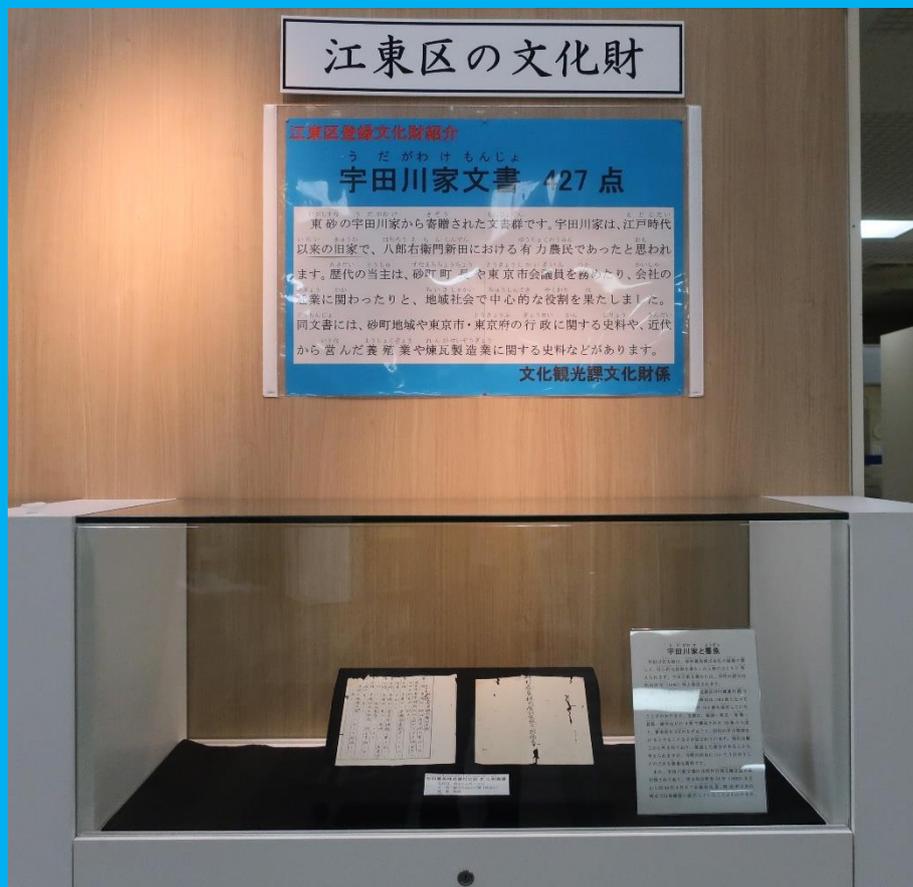


江東区登録文化財紹介

うだ がわ け もんじょ 宇田川家文書 427点

ひがしすな うだ がわ け きざう もんじょぐん
東 砂の宇田川家から寄贈された文書群です。宇田川家は、え ど じ だ い い ら い きゅうか はちろう え もん
江戸時代以来の旧家で、八郎右衛門
しんでん ゆうりよくのうみん おも れきだい どうしゅ すなまちちょうちょう どうきょうしかいぎいん つと
新田における有力農民であったと思われます。歴代の当主は、砂町町長や東京市議員を務
めたり、かいしゃ きぎょう かか ちいきしゃかい ちゅうしんてき やくわり は どうもんじょ
めたり、会社の起業に関わったりと、地域社会で中心的な役割を果たしました。同文書には、砂
町地域やとうきょうふ ぎょうせい かん しりょう きんだい いとな ようしよくぎょう れん がせいぞうぎょう
町地域や東京市・東京府の行政に関する史料や、近代から営んだ養殖業や煉瓦製造業に関する
史料などがあります。

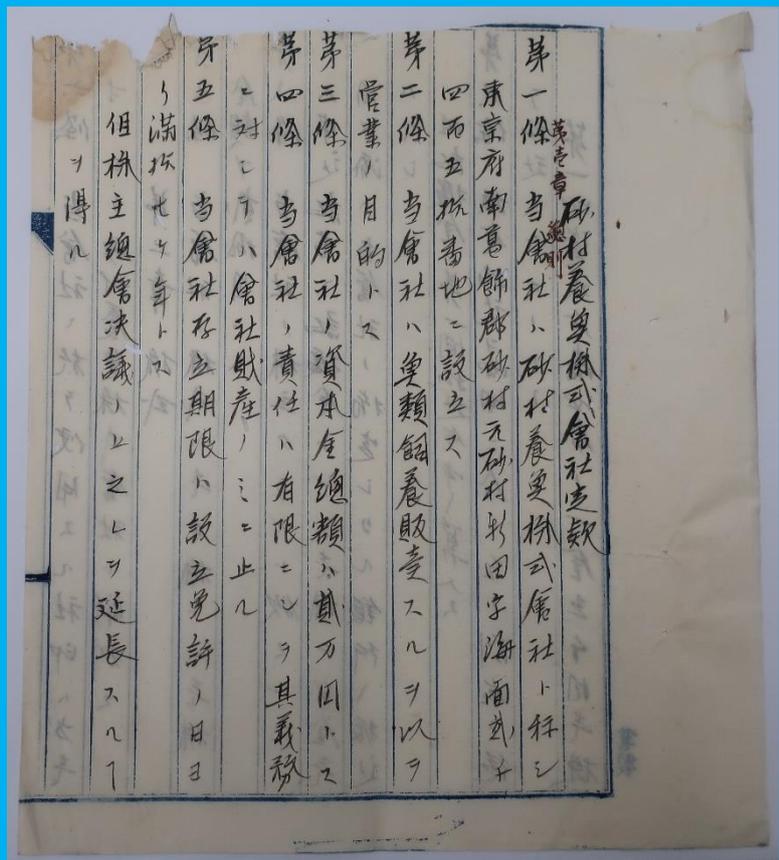
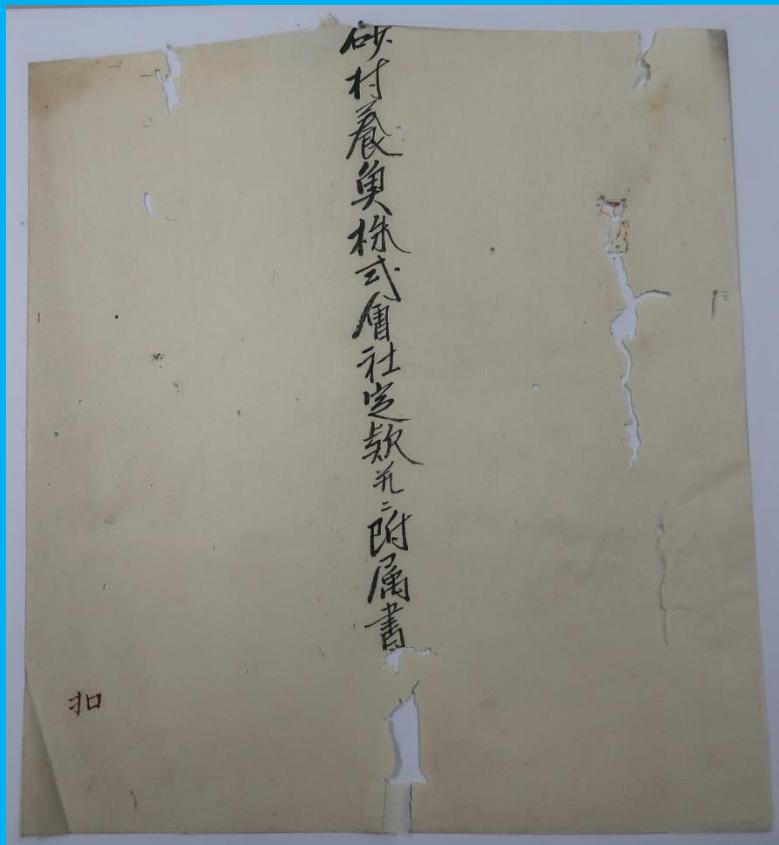


う だ が わ け よ う ぎ よ 宇田川家と養魚

やすたろう すなむらようぎよかぶしきがいしゃ きぎょう さい ちゅうしんてき やくわり は じんぶつ
宇田川安太郎は、砂村養魚株式会社の起業に際して、中心的な役割を果たした人物のひとり
かんが う だ が わ け もんじょ どうしゃ せつりつ めいじ ころ すいてい
考えられます。宇田川家文書からは、同社の設立は明治28年（1895）頃と推定されます。

てんじ しりょう ていかん ふぞくしよ ひかえ かぶしき
展示した資料は、同社の定款及び付属書の控です。定款によると、同社の株式は1000株とな
っており、付属書から安太郎が300株を保有していたことがわかります。定款は、総則・株式・
えいぎょう やくいん そうかい しょう こうせい じょう な しほんきん まんえん
営業・役員・総会などの8章で構成された36条から成り、資本金を2万円とすること、同社の
そんりつきげん しる げんざい と はず さんいつ ぶぶん
存立期限を17年とすることなどが記されています。現在は綴じから外されており、散逸した部分
があることも考えられますが、当時の同社についてうかがうことのできる貴重な資料です。

また、宇田川家文書には同社の株主総会議事録が残り、安太郎は明治32年（1899）8
とりしまりやくしゃちょう じてん しゅうにん
月から同38年4月まで取締役社長、同39年4月の時点では取締役に就任していたことがわか
ります。



すなむらようぎよかぶしきがいしやていかんならび ふそくしよ
砂村養魚株式會社定款 并 二附属書

年月日：明治28年10月
寸 法：縦 22.5cm×横 19.9cm
紙 質：罫紙